

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年3月21日

香川県知事 浜田惠造

1 入札に付する事項

（1）調達物品

ストラドルキャリア 1台

（2）調達物品の要求諸元

入札説明書及び仕様書による。

（3）納入場所

高松市朝日新町高松港コンテナターミナル

（4）納入期限

平成25年3月25日（月）

（5）入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否 要

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書及び仕様書の交付等）

（1）入札説明書及び仕様書の交付

平成24年3月21日（水）から同年4月10日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県土木部港湾課 総務・管理グループ

電話番号 087-832-3548 FAX番号 087-806-0221

（2）入札説明会

開催しない

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成24年3月21日（水）から同年4月3日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）の間に、3の（1）に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、平成24年4月6日（金）から同月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）の間、3の（1）に示した場所で閲覧に供する。

5 入札及び開札を行う日時及び場所

平成24年5月10日（木）午後2時

香川県庁北館3階 入札室

- 6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあっては書留親展に、信書便にあっては郵便における書留親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成24年5月10日（木）午前11時まで（必着）とする。）

7 入札保証金及び契約保証金

規則第149条の規定により徴収する。ただし、規則第152条各号の規定に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成24年5月1日（火）午前11時までに入札（契約）保証金減免申請書を3の(1)に示した場所に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあっては、香川県総務部総務事務集中課に競争入札参加資格審査の申請を行い、平成24年4月25日（水）までにA級格付けを得ること。

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号 087-832-3631 FAX番号 087-833-0352

- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

- (5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

- (6) 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

- (7) 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

- (8) 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。なお、当該維持補修サービスの拠点は、調達物品の納入場所から1時間以内に到達できる場所にあること。

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、入札説明書の4の(1)に記載する書類を入札説明書の4の(2)に記載する期限までに、3の(1)に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、そ

れに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は平成24年5月7日（月）までに通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

詳細は、入札説明書による。

16 問合せ先

3の(1)に示した場所

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:1 Straddle carrier
- (2) Time-limit for tender:2:00 p.m., May 10, 2012 (If by mail, tender must be submitted by 11:00 a.m., May 10, 2012)
- (3) Contact point for tender documentation:General Affairs·Management Group, Ports and Harbours Division, Civil Engineering Department, Kagawa Prefectural Government 4-1-10 Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, 760-8570, Japan TEL 087-832-3548
- (4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.